

提出意見の概要

【四国ブロック】

○一般参加区分（氏名）

・天野 靖久	2
・和田 聖仁（当日欠席）	3
・山田 京子	4
・桜田 照雄	5
・木村 圭介	6

○団体参加区分（団体名）

・日本カジノ健康保養学会	7
・鳴門商工会議所	8
・泉佐野市観光協会	9

（敬称略）

8月24日説明・公聴会（高松会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな）（あまのやすひさ）
氏名 天野 靖久

（団体参加の場合は団体名）

【当日表明する意見の概要】

私は、徳島市内で保険代理店に勤務しております。

10年くらい前からだと記憶しておりますが、日本でカジノ法案が成立するらしいという事で個人的に興味があり、全国各地で開催されていたカジノ誘致協議会のフォーラムや地元の団体が定期的開催されていたフォーラム等に参加してきました。

最近では、6月に「鳴門 IR 健康保養誘致協議会」開催のフォーラムに参加してきました。

そして鳴門こそが IR 導入に相応しい場所だと考えるに至り、この度意見表明をしたいと参加させていただきました。

カジノというと、10年前は行ったことのあるラスベガス、韓国、などのカジノをイメージしていました。しかしそうしたフォーラムに参加するうちに、ドイツ、スイス、オーストリアなどヨーロッパのカジノが全く違うという事がわかりました。

もし徳島で IR 導入が実現するとしたら、ドイツのバーデンバーデンやスイスのルツェルン、モントルーのように、観光、芸術、文化、健康保養といった様々な要素を含んだ街づくりが肝要だと考えます。徳島県鳴門市は、神戸にも近く関西から四国への玄関口であり、素晴らしい自然、そして文化など「訪れたい日本」を実現する要素がたくさんあります。

鳴門の海は、世界遺産登録に向かっている渦潮は言うまでもなく 360 度パノラマの海の眺めは他に例を見ない絶景な場所です。県外から来られた友知人から口を揃えて絶賛していただける風景です。また、もう一つの世界遺産登録候補・四国八十八ヶ所の一番札所も鳴門にあります。芸術面では、徳島には音楽大学が二校あり、幅広い音楽を学べ、最近海外でも人気の高い日本のアイドル養成校もあります。既に一年を通して音楽イベントも多数開催されており、阿波踊り、人形浄瑠璃といった歴史ある芸術から現代の芸術に至るまで、発信すべき文化に溢れた街であります。

溢れる宝物が他にも潜在する街徳島県そして鳴門市こそが IR 導入に相応しい場所であり、関西との広域観光連携の実現により関西の経済力を取り込める地域だと考えます。

8月24日説明・公聴会（高松会場）

当日表明する意見の概要

（ふりがな）
氏名

（わだきよひと）
和田聖仁

（団体参加の場合は団体名）

【当日表明する意見の概要】

（意見の趣旨）

本取りまとめの内容では、カジノ解禁に伴う弊害は除去されないから、特定複合観光施設区域の整備（カジノの解禁）の推進を行うための法制上の措置を講じるべきでない。

（意見の理由）

1 カジノを解禁すべき理由について

「観光先進国」の実現のために、カジノを解禁しなければならないのか理由が明確ではなく、単に「高い収益」というだけでは、カジノ解禁すべき理由として十分ではない。

2 世界最高水準の規制について

カジノ事業に対し、高い収益を求め、経済効果を要求するとなると、「カジノ事業の廉潔性の確保」や「弊害防止対策」として、例えば依存症対策のための広告・勧誘の制限や入場回数制限など、その収益性の確保の要請とは矛盾せざるを得ない規制の強化を徹底することは、困難であり、結局、世界最高水準の規制など、実現しえないことが明らかである。

3 反社会的勢力の排除やマネーロンダリング対策について

犯罪組織が不正行為によって資金を獲得することや、違法な金融、薬物、賭博、売春等のニーズを背景にカジノ周辺地域（盛り場等）に犯罪組織が流入することなど、予想される弊害について、本とりまとめの中では、直接の言及がなく、反社会的勢力への対策が不十分である。

同様、マネーロンダリング対策についても、検討が不十分であると言わざるを得ない。

4 ギャンブル依存症対策について

依存防止対策のためには、入場回数の制限のほか、例えば、入場時間の制限や賭け金額の制限も検討すべきであるが、本取りまとめには、これについての言及もない。

また、我が国では、カジノを解禁する前から、既に多くのギャンブル依存症者が存在し、厚生労働省研究班の推計によれば、既にギャンブル依存症者が約536万人にもものぼると言われている。このような、本来、カジノに限らず、公営競技、パチンコ、その他の全てのギャンブルについて、包括的・横断的なギャンブル依存防止対策をすべきである。

8月24日説明・公聴会（高松会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな）やまだ きょうこ
氏 名 山田 京子

（団体参加の場合は団体名）

【当日表明する意見の概要】

I R区域の認定をするために、今後基準を設ける予定がありますか。

特定複合観光施設区域の整備の推進をしていくなかで、民間事業者とタイアップし「日本型 I R」を創造することには、賛成である。

また、地方自治体の参画も大いに期待している。

8月24日説明・公聴会（高松会場）
当日表明する意見の概要

(ふりがな) さくらだ てるお
氏 名 桜田照雄

(団体参加の場合は団体名)

【当日表明する意見の概要】

「賭博を公益とみなす」IR推進会議の「とりまとめ」は、住民の幸福を追求する「自治体の責務」に違背する。豊富な日本の観光資源を開発するのに、ことさら「カジノ」に依存する必要はまったくない。「いまどき1兆円の投資を宣言する業者がどこにいる？」とある知事が公言した。1兆円の投資を回収するには、業界の商慣行によれば、年間で1400億円の収入が損益分岐点となる。カジノの控除率は3～5%とされているので、2.8兆円から4.2兆円の「負けた客のカネ」を必要とする。「とりまとめ」が想定する2000億円の収入であれば、4兆円から6.6兆円が必要だ。1日100億円から180億円もの「カネ」を客から巻き上げ、それを継続しなければ経営が成り立たない。依存症患者を増やさなければ事業経営がおぼつかない。こんな理不尽がまかり通ってよいのか。「敗者の資金」。これが経済効果の実態なのだ。

100兆円もの国家予算。50兆円を越える租税収入がありながら、「賭博場設置による数百億円の税収がなければ観光資源を開発できない」のが、日本の現状だとはとうてい思えない。

「カジノ推進法」の立法過程をみても、合理的な議論が尽くされたとは言い難い。答弁者の岩屋議員は「カジノ単体は違法。IRがつけば合法」と言い放った（第192回国会内閣委員会第9号2016年12月2日）。違法性の阻却理由を「とりまとめ」は「納付金の社会還元」（89ページ）をもって、「合法性を挫折させるような問題点は発見できない」（94ページ）としているにすぎない。これでは刑法違反・憲法違反の疑いは晴れない。

依存する必要のない、依存してはならない「バクチのカネ」に手を出すことは、公益性をないがしろにすることとあいまって、国民にとっての文化的な基盤の喪失を意味する。経済倫理の衰退は文化的崩壊をもたらすからだ。

カジノ誘致には地元議会の同意を必要とする。「カジノ推進法」は最終的な責任を住民に転嫁している。だが、その前にまず、立法府・行政府の責務をまっとうすべきである。拙速なカジノ設置には反対だ。なお、公務員のカジノ入場を規制しなければ、贈収賄の温床となることだろう。また、インターネットや電子マネーを用いたあらゆる賭博を禁じておかねば、千載に禍根を残す結果となるのは明白である。

8月24日説明・公聴会（高松会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな）きむら けいすけ
氏 名 木村 圭介

（団体参加の場合は団体名）

【当日表明する意見の概要】

「日本型 IR」は、「税投入なき観光産業振興の決定打」であり、観光立国の実現を図るため「日本型 IR」を地方創生の観点から意見表明いたします。

◆意見表明1点目 申請主体

申請主体については都道府県、政令指定都市によらず、基礎自治体においても単独にて申請できるようすべきです。基礎自治体は、長きにわたりカジノ誘致から IR 誘致に取り組んできた知見や実績もあります。また、大都市圏のみならず地方都市にも IR 誘致のポテンシャルは十分にあります。入口部分において、都道府県を介することなく、もしくは都道府県は複数の基礎自治体から申請があった場合は排除することなく、国へ申請する等、幅広く国内から申請できる体制をとり、同じ土俵・テーブルにて公平・公正な審査により立地エリアを決定するプロセス・法整備を構築して頂きたい。さらに、異なる都道府県の市町村等が連携をして一部事務組合を設置するなどにより、スケールメリットを生かし、申請することも可能にするなど申請主体について柔軟な対応をお願いしたい。また、同一都道府県内から複数の申請意向の自治体がある場合、複数認めるかもしくは一自治体に絞る場合は、立地ポテンシャル・税金投入の有無・交通アクセス等の視点を網羅した選考基準を構築願いたい。

◆意見表明2点目 地元同意

地元同意であります。都道府県の議会議決以外、立地市町村等の議会議決は任意となっていることに対し、IR 立地は、特に地元市町村にメリットや課題等が派生します。そのようなことから、地元議会議決や市民の合意形成なしに整備していくことはのちに混乱を招くことも懸念されますことから、地元議会議決や地元合意形成は必須とすべきです。

◆意見表明3点目 立地箇所数

立地箇所数の上限は3箇所程度と仄聞しておりますが、観光立国実現の観点から、当初から北海道から沖縄まで地方10箇所程度に立地すること、三大都市圏や地方中枢都市以外の交通網の発達したエリアに立地することが新たな交流人口等が発生し、国内活力全体の底上げ、引いては地方創生に資するものであると考えます。

8月24日説明・公聴会（高松会場）

当日表明する意見の概要

（ふりがな） にほんかじのけんこうほようがっかい なかにしあきのり

氏 名 日本カジノ健康保養学会 中西昭憲

（団体参加の場合は団体名）

【当日表明する意見の概要】

私は、30年前バーデン・バーデンを温泉療法の一環として訪れて以来、日本にカジノが出来るなら

このような健康とカジノが融合した街づくりを夢見てきました。日本で言う中心市街地を挟み5分程度の所にスパとカジノと国際会議場があるクワハウスがあり隣接にはこじんまりとしたホテルがたくさんありました。

日本は、IRとしてさまざまな施設を1箇所を集約した大店舗のようなカジノモデルを選んでしまいました。私どもはバーデン・バーデンのカジノ税を健康・観光に還元したシステムを参考に、カジノと健康をコラボレーションした「カジノ健康保養システム」を創成しました。健康に寄与する行動・運動に健康ポイントを与え、生活習慣病・認知症者を健康に誘うシステムで、このことにより医療費と介護費の削減、さらに健康寿命の延伸を目的としています。

IRという大規模な施設に健康ともろもろの用件をバランス良く配置した日本色あふれるIRの創生を考えています。IR施設の予定地は、瀬戸内海国立公園に位置する鳴門であり、この地は世界遺産に登録準備中の四国八十八のお遍路口と鳴門の渦潮を要する観光のスポットでもあり、高速道のインターから10分という利便性もあります。また、第1次大戦時の俘虜集要所での処遇が「世界記憶遺産」登録の準備も始まり、鳴門IRは、鳴門の観光スポットのみならず四国の観光地の出発点の役割も担うことが出来ることが可能です。鳴門の新たな地出来る鳴門IRは、周辺風景を日本の原風景である里山・里村で取り囲み、この里村に作る「春の小川」から子供の声あふれる未来の風景が何よりの日本の繁栄を象徴とするものになるものと確信しております。IRと健康をコラボレーションした「鳴門IR」を地方創成・活性化のモデルとしてここに発表するものです。

8月24日説明・公聴会（高松会場）
当日表明する意見の概要

(ふりがな) なるとしやうかいぎしよ
氏 名 鳴門商工会議所

(団体参加の場合は団体名)

【当日表明する意見の概要】

鳴門商工会議所会員の松浦と申します。

鳴門商工会議所内には「鳴門IR健康保養誘致協議会」という会がありまして、有志が集まり鳴門市の活性化やIRについて勉強しております。

さて、鳴門市は関西から四国への玄関口に位置し、世界遺産登録へ向けた活動が活発な「鳴門海峡の渦潮」や「四国八十八箇所霊場と遍路道」、世界記憶遺産登録を目指している「板東俘虜収容所」など世界へ発信できる名所旧跡がたくさんございます。

最近市内でも世界各国の観光客を目にするようになりました。

しかしながら観光地それぞれの規模が小さく、また点在しているため、一部のみの観光になっております。

理由の一つと致しまして、宿泊施設が少ないことが挙げられます。徳島県に至りましては延べ宿泊者数が全国最下位です。

これを解決するためにも滞在型IR施設を誘致し、それを拠点に鳴門市、徳島県内はもとより四国全体へのオプションルツアーで各地に観光に行ってくださいと考えております。

また、現在勉強しているIRはスイスやドイツ等にみられる健康保養型の施設で、施設内のクアハウスや再現された鳴門の自然で健康保養に励んでいただくと共に、カジノでちょっとした刺激を堪能してもらうことにより認知症予防などにも役立つと考えており、世界各国の滞在客が楽しみながら健康になっていただく事を目指しております。

少子高齢化など様々な問題を抱えた地方にこそIRを誘致し、IR施設での利益を税金などの形で地域還元すると共に、雇用拡大による地域活性・地方創生が様々な形で実現されることを望みます。

8月24日説明・公聴会（高松会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな） なかひら りょうた
氏 名 中平 良太

（団体参加の場合は団体名）泉佐野市観光協会

【当日表明する意見の概要】

泉佐野市観光協会は、りんくうタウンに IR 誘致を目指す団体「泉佐野りんくう国際観光振興協議会」の構成団体であり事務局を担当。本市の外国人宿泊者実数は全国 7 位、横浜市、名古屋市、神戸市より多い。りんくうタウンの入れ込み客数は年間 2300 万人。IR 関連事業として、泉佐野市域は地域活性化総合特区いわゆる医療ツーリズム特区である。現在、大阪府のスケート連盟とアイスホッケー連盟が主体となった一般社団法人関空アイスアリーナがスケートリンクを 2019 年竣工目標で整備し、スポーツツーリズムを推進。

泉佐野市アンケート調査で市民の約 7 割、市内事業者の約 8 割が条件付きも含め IR に賛成。

① 区域認定の申請主体について

都道府県が申請主体とするのではなく、基礎自治体を申請主体とする。長年基礎自治体を中心にカジノ合法化に尽力し、IR 誘致に取り組んできた知見がある。インパクトもメリットも問題も基礎自治体に集中的に出てくるのは明白である。また類似として公営ギャンブルについては基礎自治体が主体である。都道府県はサポートに徹するべき。また広域観光振興の点からも県境を越えた複数基礎自治体の一部事務組合も認めるべき。

② 立地市町村等への協議等について

地元の合意を得ることは、絶対に不可欠であり、如何なる場合でも立地市町村の議会の議決を得ることを区域認定申請の条件とすべき。

③ 同一都道府県内複数候補地

同一都道府県で複数候補地がある場合、複数の申請を認めるか、同一都道府県内で一か所に絞る場合、税投入なき観光振興、国際観光振興、公平性等を鑑みた選考方法を国側が提示すべき。

④ 区域認定に当たって考慮すべき要素等について

区域認定に当たっては、地方創生・まちづくりへの貢献、地域の観光資源の活用状況等様々な政策効果の大きさ、IR 区域外での観光関連の建設中の施設、既存施設等も考慮すべき。

⑤ 国・地方の納付金及び入場料配分関係等について

配分は折半ではなく、IR 事業の運営段階で負担の大きい認定団体等に配分を大きくすべき。